

12月3日～9日は障害者週間

障害者週間とは、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深め、障害のある方があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められた週間です。

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ともに暮らせる社会は、ちょっとした配慮や工夫で実現できます。この機会に、障害のある方について知り、身近なこととして考えてみてください。

問い合わせ 障がい者福祉課

平成29年3月31日現在、市における障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）の登録者数は合計6,689人です。

ご利用ください

青梅市障がい者サポートセンター

障害のある方の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、次の事業を行っています。利用する場合は、登録が必要です。

☆相談支援事業…一般相談、専門相談（高次脳機能障害、発達障害）、ピアカウンセリング

☆地域活動支援センター事業…創作活動、軽作業活動、交流室（憩いのサロン）の提供等

☆放課後対策支援活動…市内在住で障害のある小学生を対象に、毎週月～金曜日の下校時間から午後5時30分まで安心して活動できる場の提供

☆発達障害者支援事業…ライフステージを通じて、思春期、成人期の発達障害者の特性に合わせた支援

☆障害者虐待防止事業…障害者への虐待に対する早期発見・対応、虐待防止に向けた周知活動

☆施設貸し出し…登録した障害者団体に施設を貸し出します。

所在地 大門2-261-1 ☎30-0152、FAX30-0153

開館時間 月～土曜日、祝日…午前9時～午後6時、日曜日…午前9時～午後5時（12月29日～1月3日、毎月第3月曜日を除く）

※JR河辺駅南口から障がい者サポートセンターまで、直通の送迎バスを運行しています。利用する場合は、障がい者サポートセンターへ申請が必要です。



青梅市障害者就労支援センター

市内在住の障害のある方が安心して一般企業への就労を実現し、継続できるように、次の支援を行っています。利用を希望する場合は、予約が必要です。

☆就労面の支援…職場相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援等

☆生活面の支援…日常生活支援、職業生活支援、社会生活支援等

☆その他の支援…インターネットを活用した就労に関する情報収集・提供等

所在地 東青梅1-2-5東青梅センタービル3階 ☎25-8510、

FAX25-8512

開館時間 月～金曜日…午前9時～午後5時（祝日、12月28日～1月5日を除く）

障害者施設・団体に所属している方の作品（絵画、手工芸品、陶芸等）を展示します。

日時 12月4日（月）～8日（金） 午前8時30分～午後5時15分
※4日は正午から、7日は午後8時まで

会場 市役所1階ロビー

主催 青梅市、青梅市障害者地域自立支援協議会

サポートセンター・サロンギャラリー

青梅市障がい者サポートセンターの活動紹介、利用者の作品展示を行います。また、6日の午後1時15分から、岡本施設長の講演「いのちのはなし」を予定しています。

日時 12月6日（水）～10日（日） 午前11時～午後4時

会場 青梅市障がい者サポートセンター1階「憩いのサロン」

主催 青梅市障がい者サポートセンター

障害者理解DVD上映会

NHK障害福祉賞作品を上映します。

日時 12月7日（木）

第一部：午後1時30分～2時30分

第二部：午後2時30分～3時30分

会場 市役所2階201～203会議室

いざれも

費用無料 直接会場へ問い合わせ 障がい者福祉課

ご存じですか？

★障害者に関するマーク

☆オストメイトマーク…オストメイト（人工肛門・ぼうこうを造設した方）を表します。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されます。



☆ハート・プラスマーク…心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は、外見から分かりにくいいため、誤解を受けることがあります。身体内部に障害のある方を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



☆ヘルプカード…障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に障害への理解や支援を求めため、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードです。このカードをお持ちの方が困っていたら、記載内容を参考のうえ、手助けや配慮をお願いします。

★音声コード

文字情報を音声情報に変える二次元コードで、専用の読み上げ装置や読み上げ機能を備えた携帯電話等を使用すると、音声で文字情報を聴くことができます。文字が読めない、読みづらい方の、特にプライバシーに関する情報をご自身で確認することができます。



★障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。車いすだからといってお店に入れないことや、障害者だからアパートを貸してもらえないことなどの「不当な差別的取扱い」や、聴覚障害のある人に声だけで話すことや視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げないことなど「合理的配慮をしないこと」は、差別になります。

★障害者優先調達推進法

市では、「障害者優先調達推進法」に基づき「平成29年度青梅市による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスを調達する際、優先的に障害者就労支援施設等から調達するよう努めています。

障害者週間イベント

市役所2階喫茶コーナー「カフェだんだん」



営業時間 開庁日の午前10時～午後4時（3時30分ラストオーダー）

市内の障害者施設等に属する方が社会参加を目指しながら、接客等を行っています。いきいきとした笑顔、まごころのこもった接客と料理で、皆様のご来店をお待ちしています。

☆喫茶…カレーライス、ピザトースト、日替わりメニュー（定食、けんちんうどん等）、ケーキ、飲み物（コーヒー、紅茶等）



☆物品販売…月1～3回、手芸品、陶芸品、木工品、お菓子などを販売しています。日時等は、市のホームページ、「カフェだんだん」掲示物をご覧になるか、障がい者福祉課へお問い合わせください。

※12月の物品販売は、5日（火）～7日（木）の午前10時30分～午後2時30分の予定です。



ふれあいフェスティバル

障害者自立生活者・自立支援功労者への知事賞・記念品贈呈、ふれあいステージを行います。

日時 12月4日（月） 午後1時～3時10分

会場 都庁第一本庁舎5階大会議場（新宿区西新宿2-8-1）

定員 先着500人

費用無料

主催 東京都、（公財）日本チャリティ協会

その他 手話通訳・要約筆記あり

直接会場へ問い合わせ（公財）日本チャリティ協会 ☎03・3341・0803、FAX03・3335・9796